

相 談

12月4日から10日までは人権週間です

1948年(昭和23年)12月10日に国際連合総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、毎年12月10日が「人権デー(Human Rights Day)」と定められました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、12月4日から10日までを「人権週間」として、各種の人権啓発活動を行います。

人権週間に当たり、人権は、他の人にも自分と同じようにあることの理解を深め、お互いに相手の立場を尊重し、豊かな人間関係を作りましょう。

市でも「人権週間」に合わせ、次のとおり特設人権相談所を開設します。子どものいじめ・虐待・地域差別・嫌がらせ・家庭内問題等人権にかかわる問題でお困りの方は、お気軽にご相談ください。相談は、市の人権擁護委員がお受けし、秘密は厳守します。

○日時 令和4年12月3日(土) 10:00~15:00

○場所 常陸大宮ショッピングセンター ピサー口2階 会議室B

問 水戸地方法務局人権擁護課 ☎029-227-9919

本庁 常陸大宮市人権擁護委員協議会事務局(市民課内) ☎52-1111 内線103

いばらき若者サポートステーションの就労相談

【就労相談のお知らせ】

さまざまな理由で仕事に就くことが困難な若者のために就労相談を実施しております。

「働きたいのに働けない」「誰に相談したらいいのかわからない」「就職活動のやり方を教えて欲しい」など、就職に悩む方へのご相談にキャリアコンサルタントが応じています。

相談は個別に行い、一人ひとりのお話を丁寧にお聞きいたします。

電話による事前予約制で、相談は無料です。

○日 時 日曜・祝日を除く毎日
10:00~17:00まで

○場 所 いばらき若者サポートステーション
(水戸市赤塚1丁目1番地 ミオスビル1階)

○対象者 15歳から49歳の未就労者とそのご家族

【出張相談も実施しております】

	ハローワーク水戸	いばらき就職支援センター
実施日	毎月第2・第4水曜日 (祝日は除く)	毎月第1・第3金曜日 (祝日は除く)
時 間	13:00~17:00	13:00~17:00

いばらき若者サポートステーションは、厚生労働省の委託事業として設置された、若者のための自立就労支援機関です。

申込・問 いばらき若者サポートステーション ☎0120-717-557